

適合率向上への取組について

1 事業者訪問による指導・助言

(1) 訪問した事業者

- ・コンビニエンスストアの事業者（6社の本社又は支社を訪問）

(2) 実施した指導・助言の内容

ア. 人街条例の特徴や考え方を説明

- バリアフリー整備基準を遵守することは義務として規定されていること。
- 規定されているにも関わらず、条例に違反した建物を建てることで、事業者、設計者等に対する社会的責任が問われる可能性があること。
- 地域のバリアフリー化に対する意識の向上のため、適合証の交付を受けていただきたいこと。

イ. コンビニエンスストアの事業者に期待される役割等を説明

- 街に一定の密度で存在するコンビニエンスストアが人街条例に適合する形で整備され、適合証の交付を受ければ適合証が県民の目に触れる機会が著しく増え、社会全体のバリアフリー化に対する意識が向上すること。
- コンビニエンスストアは災害時の物資供給や、夜間の防犯機能等の地域社会に対する役割を担っていることからバリアフリー化が重要であること。
- 適合証の掲示があれば、高齢者、障害者だけでなく、妊婦や傷病者など様々な人が安心して利用できることが外からも分かることで、店舗のイメージアップに繋がり、集客の点においてメリットがあること。

ウ. 不適合箇所の改善指導、代替措置の検討等

- コンビニエンスストアの主な不適合項目は限られており、少しの改善により適合させることが可能であることを説明。

<コンビニエンスストアの主な不適合項目>

- ・店舗内の一部の通路の幅員の不足
- ・洋式便器及び手すりが設けられている旨の標識の設置
- ・高齢者、障害者等の利用に配慮したカウンターの設置
- ・敷地内の傾斜路の手すりの設置、傾斜路の色識別

2 窓口における指導・助言の強化

(1) 対象

設計者・代理者

(2) 強化して実施した指導・助言の内容

- ア. 指導・助言を担当1人から、担当と主査又は課長補佐の2人体制で実施

イ. 事業者、設計者等の責務について説明

<事業者、設計者等の責務について>

- ・規定されているにも関わらず、条例に違反した建物を建てることで、事業者、設計者等に対する社会的責任が問われる可能性があることを説明。
- ・施設を設計する際に人街条例を遵守した計画を事業主に示す義務があることを説明

ウ. 不適合項目の改善について、より具体的かつ丁寧に指導・助言を実施

<不適合項目の改善について>

- ・やむを得ず不適合になる部分についても、できる限り適合させるよう指導
- ・大がかりな修正となるバリアフリー措置について、今後の計画に反映させるよう重点的に改善指導
- ・整備計画の不適合となっている原因を聴取し、聴取結果を踏まえた具体的な改善案の提示等により、事業者が改善に取り組みやすい配慮を実施

3 取組の効果

(1) 分析

- これらの取組により、特定施設全体の適合率は約10%上昇（愛知県管轄分）、コンビニの適合率は約25%上昇（愛知県管轄分）した。（図1）
- 不適合となった整備計画のうち、不適合項目が多数である整備計画の割合は減少（愛知県管轄分）した。（図2）

(2) 取組による具体的な効果

- ・少々の修正であれば、不適合項目を適合させることができる。
- ・次回以降の届出について適合した計画となる。
- ・同一事業者が整備する施設に対する個々の助言・指導が減少する。 など

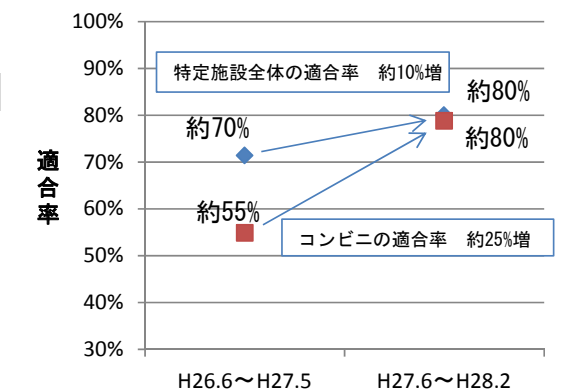


図1. 特定施設全体の適合率及びコンビニの適合率（愛知県管轄分）

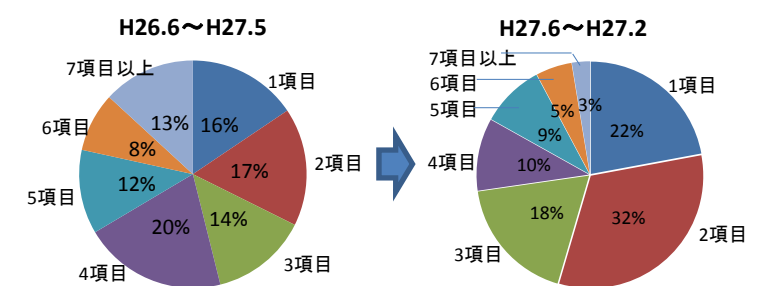


図2. 不適合となった整備計画の不適合項目数に係る構成比（愛知県管轄分）

4 今後の取組

- 事業者訪問による指導・助言や窓口における指導・助言の強化は適合率向上に効果がある取組であることが分かった。
- 今後は、ドラッグストア、飲食チェーン店等で共通の仕様等により同じ内容の不適合項目が改善しない業者に対する訪問や指導・助言の内容の改善等を行い、効果的な指導・助言を継続的に実施していく。
- 事務処理市に対して同様の取組が実施されるよう働きかけを行う。
- これまで行ってきた指導・助言に対するバリアフリーの実施状況を調査し、今後の指導・助言、規制のあり方について検討する。（H28年度実施）